

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○有害図書類の指定	(共同企画社会推進課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	三
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	三
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○保安林の指定実施要件の変更	(同)	四
○道路の供用開始	(道路課)	四
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(東部地方振興事務所)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
選挙管理委員会		五
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五

ページ

## 告 示

○宮城県告示第五百二十号  
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	mini SUGAR 7月号	株式会社秋水社
二	雑 誌	mini Berry vol. 50	株式会社秋水社
三	雑 誌	Petit Rose vol. 44	株式会社秋水社
四	雑 誌	gateau 2020 6月号	株式会社一迅社
五	雑 誌	裏モノJAPAN	株式会社鉄人社
六	雑 誌	週刊実話ザ・タブー	株式会社日本ジャーナル出版
七	雑 誌	週刊実話増刊7月10日号	株式会社一迅社
八	雑 誌	ゴプリン王国に堕ちた女戦士	株式会社一迅社
九	雑 誌	臨増ナックルズDX vol. 21	株式会社大洋図書
		実話ナックルズ 月刊6・7月合併号	株式会社大洋図書

## 二 指定理由

図書類の内容が、一から六の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発し、九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚

だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年五月二十一日次の者を指定した。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
黒本 暁人	泌尿器科	一般社団法人あかざ多賀城あかざクリニック	多賀城市高橋二丁目十五番二十八号
渋谷 清貴	循環器内科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
梅村 賢	消化器内科	たいとみ胃腸内科医院	富谷市日吉台二丁目三十四番二号一
牧野 墨	腎臓内科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
鈴木 文歌	シハビリテー	医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院	富谷市成田二丁目三番一号

○宮城県告示第五百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
白井 雄	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地	公立黒川病院	大和町吉岡字西柵木六十番地
金子 仁彦	脳神経科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
今田 元	リハビリテーション科	医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院 富谷市成田一丁目三番一号 大崎市民病院
今野 文博	外科	公立加美病院 色麻町四竈字杉成九番地 大崎市民病院
高橋 新	整形外科	大崎市民病院 大崎市古川穂波三丁目八番一号 公立刈田総合病院
田中 正彦	整形外科	公立黒川病院 大和町吉岡字柵木六十番地 気仙沼市立病院
小松 正歩	一般内科 消化器科 循環器科 内科	こまつ内科医院 気仙沼市田谷十番地十一 気仙沼市立病院
笠沼 勇一	消化器科	南気仙沼内科医院 気仙沼市内の脇一丁目六番十五号 気仙沼市立病院

○宮城県告示第五百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
		新	旧
横田 憲一	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地
大友 浩志	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地
星 達也	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地
安海 清	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地
尾形 和則	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地
折笠 一彦	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二	気仙沼市田中百八十四番地

成田 徳雄  
 気仙沼市立病院  
 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二  
 気仙沼市田中百八十四番地

○宮城県告示第五百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
諸沢 樹	消化器内科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
佐藤 裕行	腎臓内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
成川 孝一	神経内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
池田 怜吉	耳鼻咽喉・ 頭頸部外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	利府町青葉台二丁目二番八号
芦名 善博	整形外科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
松本 乾兄	神経内科	医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーションシヨン病院	富谷市成田一丁目三番一号

○宮城県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業針生前地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年六月十五日から令和二年七月十三日まで

三 縦覧場所

村田町役場

○宮城県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の二八、四五の二九、四五の三一、四五の六四、五〇

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字田の頭五

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬亘理線	亘理郡山元町坂元字中川畑一八番二地先から同郡同町坂元字花立四番一地先まで	令和二年六月十五日

○宮城県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、追川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。

令和二年六月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤 靖

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年六月十二日から令和二年七月十日まで

三 縦覧場所

登米市役所迫庁舎、登米市南方総合支所、登米市米山総合支所、登米市豊里総合支所、涌谷町役場

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五	令和二年六月八日

調剤薬局ツルハドラッグ  
石巻広測店  
石巻市広測字馬場屋敷三十四ー一  
令和二年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。  
令和二年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
クオール薬局米山店	調剤	登米市米山町字桜岡大又二ー一	令和二年三月三十一日
登米市立よねやま診療所	じん臓	登米市米山町字桜岡大又三ー一	令和二年六月七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和二年六月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 多賀城市南宮字庚申二百四十八番、二百四十九番、二百五十番、二百五十一番、二百九十三番三、同字一里塚八十一番二、百一番一の一部、百一番二、百二番三、百二番四、百四番七、八十一番二の地先の道の一部、百一番二の地先の水の一部  
気仙沼市魚市場前四番二十一号  
株式会社気仙沼商会
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十六号

令和二年六月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十

六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
令和二年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、六五三
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三四一、五七八
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

- 青 葉 選 挙 区 八 一、八 三 三 岩 沼 選 挙 区 一 二、一 四 五
- 宮 城 野 選 挙 区 五 二、九 六 〇 登 米 選 挙 区 二 二、三 九 九
- 若 林 選 挙 区 三 八、三 九 四 栗 原 選 挙 区 一 九、三 八 二
- 太 白 選 挙 区 六 四、六 二 九 東 松 島 選 挙 区 一 一、一 六 九
- 泉 選 挙 区 五 九、八 五 六 大 崎 選 挙 区 三 六、四 一 三
- 石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区 四 二、五 四 七 富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区 二 五、五 〇 二
- 塩 釜 選 挙 区 一 五、四 七 〇 柴 田 選 挙 区 二 二、九 〇 六
- 気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区 二 一、八 五 九 亘 理 選 挙 区 一 三、一 〇 九
- 白 石 ・ 刈 田 選 挙 区 一 三、四 九 一 宮 城 選 挙 区 一 三、九 二 一
- 名 取 選 挙 区 二 一、四 五 五 加 美 選 挙 区 八、四 八 〇
- 角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一 二、〇 七 三 遠 田 選 挙 区 一 一、五 九 九
- 多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二 二、六 二 五

○宮選管告示第五十七号

令和二年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数

に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四一、五七八